

3千㎡以上に届出義務

壤汚染対策法の政省令素案

いて規定した。
改正法は、土地所有者が土地の形質変更を行う場合、都道府県知事に「土地の形質変更の届け出」を提出し、知事が土壤汚染の恐れが無を調査した上で汚染の恐れがあれば、調査を命令することができるように定めている。

素案は、まず、土地所有者が都道府県知事への届け出義務を負う「土地の形質変更の規模」を3,000㎡と規定。土壤の敷地外への搬出を伴わない場合などは、届け出義務の対象外とした。

その上で、指定調査機関が実施する地歴調査や試料採取などの評価を踏まえ、知事が判断する「土壤汚染の恐れのある土地」「要措置区域に指定される土地」の判断基準について規定。掘削

土壤（掘削前と掘削後）の調査方法について示した。

また、汚染土壤の適正処理を担保するため、新たに設ける汚染土壤処理業の許可制度についても規定。汚染土壤処理施設を「分別等処理施設」「浄化処理施設」「埋立処理施設」「セメント等製造施設」の4種類に分類、構造基準などを詳細に規定した上で、それぞれの施設運営者が取得しなければならない汚染土壤処理業の知事許可手続きについて定めた。

汚染土壤拡散の危険性が指摘されている運搬については、同じ汚染土壤処理施設で処理する場合を除き、汚染土壤とそのほかのものとの混載を禁止。汚染土壤からコンクリートくずなどの分離も禁じる考えを示した。

旬まで受験申込受付 技術者制度を本格運用へ

この制度は、総合評価方式をはじめとする多様な発注方式に対応できる技術者の育成や各発注機関の技術レベルの向上などが狙い。総合評価方式の導入や制度検討に対する指導・助言、同方式の審査などができる「品確技術者（Ⅰ）」と、発注関係事務や発注者支援業務を適切に実施できる「品確技術者（Ⅱ）」の2資格で構成する。

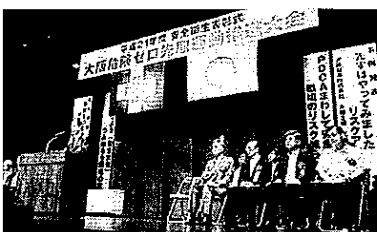
本格運用に当たっての変更点は、品確技術者（Ⅰ）の受験要件として「管理技術者または監理技術者を指導する立場で2年以上の経験を有する者」「現

在、総合評価方式の審査に関する委員会の外部委員としての委嘱期間が1年以上ある者」を追加。品確技術者（Ⅰ）（Ⅱ）共通の受験要件として「業務担当者としての12年以上の経験を有する者」を追加した。また各地方整備局などですでに運用している類似資格の取得者は論文提出を一部免除する。

試験合格者は登録によって資格が正式に認定される。有効期間は3年間。

問い合わせ先 全日本建設技術協会・事業課 資格試験担当、☎03(3585)4546

安全文化構築 取運動推進大会など



工事などを表彰した。
大阪危険度ゼロ先取運動推進大会では、主催者として大阪府

さつ。

基調講演では大阪労働局の辻知之労働基準部長が「労働災害の現状と対策」を講演。特別講演では、鹿屋体育大学の児玉光雄教授が、「限界をつくらない考え方～イチロー思考で成功をつかむ法」と題して講演。「成功をつかむのは、持続力、没頭力、執着力、直観力、想像力の五つの力」と解説した。

大会宣言では、建設業労働災害防止協会大阪府支部の奥村太加典支部長が「本大会を契機に、労働災害防止に向けた、関係者

建設業、安全文化への一歩

全5回 ④

寄稿 日本シンクタンク社長 那須 顕一

最近、建設現場で「クレーンの転倒事故」が立て続けに発生しています。元々の原因として「建設現場への派遣業界の進出」「クレーンのリース期間が短かった」「熟練工の不足」などいろいろと言われていますが、従前に比べ、作業員やオペレーターの能力低下が顕著に現れた結果で、これは建設業界のみならず社会全体の悩みなのかもしれません。

また、昨今のクレーンの転倒事故は「労働災害と公衆災害が同時発生」する事故が多く、それはすなわち被災者は労働者と第三者（通行人など）が混在するという。これが「都市型の事故」とやゆされるゆえんなのです。

都市型の事故

公衆災害でも都市型の事故の場合、直接的な被害の大きさもさることながら、間接的に被害を受けられる方が数多く存在するのが特徴です。電柱を倒し停電や電話の不通、交通まひを起こしたなどによって生じる損害は、①周辺店舗が営業できなくなった休業補償②店舗内の劣化した商品の損害③周辺企業の消滅データの復旧費用などで、都市型の事故を起こしてしまうと、被災者が多く、損害賠償金もすぐに数億円に上ることになります。

「被災者の数が多い」ということは、それだけ示談にも時間と手間がかかります。また、公衆災害に備えた損害保険（請負賠償保険など）に加入していても「純粋財物使用不能担保」という特約がないと、間接損害の賠償金は保険から支払われません。

労働災害と公衆災害が同時発生すると、どちらかの事故だけの時よりも数倍「後ろ向き、な仕事に従事する時間が増え、売り上げがダウンする上に賠償金の多くが保険から支払われないとなると」、多くの企業は存続の危機にさらされるのではないのでしょうか？

労働災害とともに、公衆災害に備える準備も万全にしましょう！

次回は最終回、災害に備える総括で締めくくります。

それでは皆さま、どうぞご安全に！

▷日本シンクタンクホームページ <http://www.j-thinktank.com> ※毎週金曜日掲載

公衆災害への備えも万全に

大阪市内で13と16日に

大阪士会が大阪建築 コンクール受賞者講演会

大阪府建設十会は、13日（土）午後、同公会堂展示室

総合